

## 京都家庭裁判所委員会（第38回）議事概要

### 1 日時

令和4年12月15日（木）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

京都家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

植村幸弘、荻野達也、澤田孝、渋谷哲也、竹内里欧、徳岡由美子、西脇正博、濱谷由紀、堀朝樹、南哲也、湯川毅、吉村要（五十音順、敬称略）

（事務担当者等）

田中幸大、加藤光久、万里川敦子、檜垣信寿、安達正広、中島栄治、中城正義、柴田容子、坂田幸二、藤岡敬久、武部祐佳、木原陽子、河合一晃、大瀧一仁

### 4 テーマ

「家事調停のデジタル化」について

### 5 議事概要

#### (1) 開会

#### (2) 新委員等の紹介・委員長代理の指名

#### (3) 前回のフィードバック

- 前回の委員会においては、家庭裁判所における採用広報、特に家庭裁判所調査官の採用について、主に出張講義の説明の仕方に対し、次のような意見をいただいた。

ア 仕事内容、やりがいの伝え方を工夫する。

イ 「他人のためになる仕事である。」という点をアピールする。

ウ ワークライフバランスについて、学生に身近な事例を説明する。

エ 全国転勤のメリットを示す。

オ さらに大学との連携、高校生へのアプローチを考える。

アからウまでについては、出張講義等学生と接する際の説明の仕方を工夫したり、新たに加えたりして、一定の手ごたえを感じている。

エ及びオについては、検討中だが、御意見を踏まえて取り組みたい。

(4) 議事・意見交換（◎は委員長、○は委員、●は裁判所からの説明）

裁判所から、「家事調停のデジタル化」について概要を説明の上、「家事調停手続で、国民のニーズに応えられるデジタル化は、どのようなものが考えられるか」について意見を求めた。

○ ウェブ会議を利用した調停においても当事者は、自宅等で出席するのではなく、最寄りの裁判所に赴かないといけないのか。

● これまでは代理人弁護士が付いている事案でウェブ会議を利用しており、当事者は代理人弁護士の事務所にいることになる。

○ 法制審議会での中間試案について、パブリックコメント手続が終わったとのことだが、家事調停のデジタル化が具体的に立法化されるのはいつごろか。

● ウェブ調停自体は、法改正を待たず実施できるので、令和3年12月から全国で4庁が、令和4年10月から19庁が実施している。法改正については、法制審議会でもパブリックコメントの意見を集約し、それを踏まえて検討しているところで、令和5年度には、改正案が国会へ提出される見込みと聞いている。

○ 民事事件のデジタル化が家事事件のデジタル化に先んじた理由はあるのか。

◎ 特に理由はないが、まずは民事訴訟のデジタル化をシステム開発と立法の面で先行させ、次に、民事訴訟のシステムの応用ができる人事訴訟で、次いで家事調停で導入してきている。最後に刑事・少年事件で導入予定であるところ、これらは他のもののようにデジタル化できない部分もある

が、ウェブ会議や書類の電子化などでデジタル化を進められる見込みである。要はシステム開発がスムーズに行くための順番である。

- 私の所属する組織ではウェブ会議の際、録音・録画されないように注意を払っているが、セキュリティ対策はどのようにされているか。
- 調停期日の冒頭で、調停委員から録音・録画しないよう当事者に確約させている。万一、録音・録画されている場合は、調停を中断し、裁判官と評議の上、期日を打ち切ることにもなり得る。
- 当事者に確認するということか。
- 確認をした上で、調停中に不審な点があった場合は即座に中断し、評議を行い対応を検討することになる。
- 私の職場では、外部から提出されるものは紙が基本だが、コロナ禍においては、特に手続書類はデジタル化を進めるべきだと考えている。ただ、システムの不具合が生じたときの備えが必要だと思う。また、難しい話をする際には、対面して相手の視線、顔色、その場の空気感などを伺いながら判断を下すことがあるが、調停や裁判という大切な場面をウェブで行うことで、対面で得られるそのあたりの微妙なものが伝わらないことへの危惧がある。
- 最近ウェブ会議がたくさんあるが、会話が一方的になったり、相手の反応をどう受け止めたらよいか悩むなど、その場の空気感が読み取りづらいつ感じている。特に多数での会議では、意見が出づらく早く終わってしまう傾向がある。ウェブ調停の場合でも普段使い慣れていない当事者に対して、画面を通してその気持ちや考えをうまく引き出すことに、調停委員の助力が必要と考える。
- ウェブ会議は、用件だけを済ますには効率的で便利だが、込み入った話をするとか、雑談から話を広げていくには難しいシステムだと感じている。調停では、当事者が話しづらいことを話さないといけない場面もあり、

それには当事者と調停委員との信頼関係が構築されてこそ成り立つと思うが、画面を通して初対面の調停委員とそういった話ができるのか、また調停委員も細かい表情や、言葉の調子などを感じ取れるのか。ウェブで行うことのメリットは確かにあるが、大事な部分が損なわれないのか危惧もある。

- 調停には、養育費などお金の問題から、複雑な心情を吐露しないといけないものまでいろいろな種類がある。お金の問題などは、ウェブ調停で行うメリットが大きいと考える。また、一つの調停でも重要な場面では参集してもらい、それ以外はウェブで行うなど、事案などに応じて対応していると考えている。先行実施した庁からは、それほど違和感なくスムーズにできている旨の報告も受けている。
- ◎ 家庭裁判所調査官が、面接技法として遠隔心理支援について検討したとのことで紹介されたい。
- 家庭裁判所調査官は、当事者と面談して、いろいろな技法を用いて本心を聞き出したり、働きかけたりする職種であるが、遠隔心理支援を専門とする大学教授を招いて知見・技法の研修を行った。これらはウェブ調停の場面において調停委員にも応用できると考えている。例えば、質問は一問一答式にする、ジェスチャーを大きく見せる、当事者の主張を要約して返し、こちらが誤解なく理解できているか確認する、逆にこちらの言ったことを当事者が理解しているかを確認するなどの技法を学んだ。これらの技法を調停委員に還元し、ウェブ調停を運営していく中で応用してもらえればと考えている。
- 私の所属する組織は、紙が基本で、関係業界の中でも最もデジタル化が遅れている。それでもデジタル展開に取り組んでいるが、ビジネスモデルがないので試行錯誤を繰り返しているところである。デジタル化の最大の強みは速報性であるが、一方で対象が全国・全世界なので、一度出してし

まうと回収ができないため、その点を考慮した発信をしている。ウェブ調停において、期日のやり取りを、当事者以外の者に録音・録画されてネットに上げられることも想定できるが、その際の回収手段や法的な制約を課せられないのか、そのあたりの対策等について尋ねたい。また、ウェブ調停はスマートフォンには対応していないのか。

- 無断録音等の対策については、まずは当事者に録音・録画が禁止されていることを説明し、期日中に不自然な様子がないか注意を払うことが必要であると考えられる。また、裁判所ではノート型パソコンにウェブカメラを付けて行っているが、当事者については必ずしもパソコンである必要はない。
- デジタル化の普及には、一般の方にガジェットが普及しているかにも左右されると考えるが、裁判所が当事者に貸出しすることは考えていないのか。
- 現時点では機器の貸出しは行っていない。
- ◎ セキュリティ対策について、仮に流出した場合に回収できるのかという点については、これからシステム開発をしていくというところで、例えばオンラインでの書面の提出ならパスワードを付するなども考えられるが、本日の議論も踏まえ、意見を出していきたい。
- 私の所属する組織でも、同業者でデータを紛失したとの発表があり、USB等のデータのやり取りが多いのでセキュリティが一番の問題である。電子データは、クラウドに保存する、各裁判所でサーバー等に保存するなど考えられるが、裁判所ではどのようにデータを保存するのか。
- 現時点では、検討中である。
- 現在先行して行われているものについてはいかがか。
- ◎ 家事調停において、現時点では、電子データで書面が提出されないので、そもそも保存されていない。

○ 登記申請について、関連法令が改正されて十数年経つが、ようやく7割近くがオンラインで行えるようになった。ただ、すべてのデータの電子化はまだ進んでいない。商事関係の方が進み方が早く、書面の簡素化などが行われている。また、公証人の認証がテレビ会議で可能になり、事前に資料を送信しておけば、認証は数分で終わり、遠方への移動の必要もなくなり大変便利である。私が所属する組織では理事会や研修会をオンラインで行っており、また、個人的にも顧客との面談をオンラインで行うことも多くなった。私も一般の人もかなり慣れてきたので、以前ほど対面にとらわれることがない

調停事件で、代理人弁護士が付いている事件はどのくらいあるのか。

● 私の感覚では、少なくとも一方当事者に代理人が付いている事件は相当程度あるが、双方に代理人が付いていない事件も一定程度あるということである。

◎ オンラインによる登記申請については、入力の定型フォームがあって、入力後の内容確認もそこで行えるのか。

○ 法務省のオンラインシステムがあり、それをインストールして、順次入力すればよいものになっている。エラーがあれば補正のメッセージが現れる。

◎ チャットで質問するようなシステムはないのか。

○ チャットについては不明だが、Q & Aなどは用意してある。

○ 先行している民事訴訟についていえば、裁判所に行くことが大幅に減り、非常に便利である。ただ、家庭裁判所では相手の態度などを全人格的に受け止めて進めていくものもあり、書面主義の民事訴訟とは事情が違ふと思う。調停で一番やりやすいのは、表情・態度を見ながら行える対面によるもので、その対極にあるのが電話会議によるもので、態度がわからないし、声が聞き取りにくい時もあり、非常にやりにくい。それと比べるとウェブ

調停は顔が見えるので、やりやすいのではと考えている。ウェブ調停は、当事者にとっては便利だと思う。また、婚姻費用の分担請求調停などは、ウェブ調停のメリットが大きいと思うが、遺産分割調停のような当事者間の争いが根深く、調停の期間も長期になりがちなもの、毎回対面で行う方がむしろ成立しやすい可能性があり、全ての調停事件をウェブで行うことで全てが良い方向に行くというのには少し疑問がある。

- 一般の人が調停手続を利用するときは、まずインターネット等で調べるのが現状なので、家庭裁判所のホームページを分かりやすいレイアウトにして、閲覧する人にアクセスしやすいものにするのが大事だと考える。あと、全体を通してデジタル化を進めていく上で、ネット上で申請書類が提出できるのは便利でいいことだが、そのフォーマットをどれだけ使いやすくするかが重要だと考える。
- ◎ ウェブ調停の広報は、ホームページ上で行っているのか。
- 双方に代理人が付いている事件からウェブ調停を始めていることもあり、現時点では当庁のホームページでウェブ調停を始めた旨の広報は行っていない。もっとも、裁判所でウェブ調停が開始していることについては、広報誌「司法の窓」第87号でもウェブ調停の紹介をしているとおり、広くお知らせしている。
- ◎ いずれ法改正されて、いわゆるe提出などができるようになった際は、ホームページ上で、家事調停のデジタル化について、分かりやすく説明することになると思う。
- 刑事手続のIT化の議論もあり、令和8年ごろに関連する法律を施行できるようなスケジュールで進んでいる。刑事事件・少年事件は家事事件とはかなり様相が異なっていて、基本的に記録を扱うのが検事、弁護士、裁判所の専門的な者なので、セキュリティがより重視されている。調停でのウェブ会議の利用は、裁判官や調停委員が事案の内容や進行状況、当事者

の性格などを踏まえて、柔軟に運用できるような仕組みになればよい。もう一つはウェブ調停で行っていても、調停委員が直接話を聴きたい事案があるはずなので、当事者には裁判所に来てもらうこともあり得ることをあらかじめ丁寧に説明しておくことが大切だと考える。

- 今の段階では始めたばかりなので、ウェブ調停に適する事件を選択するのが難しいこともあるが、裁判所で適切かつ有効的に利用する方向で検討を進めており、今後もウェブ調停を行いながら、並行して検討を進めていく。
- 利用者の視点で考えると、現状は難しくても、ゆくゆくは本当に利用したい人が利用できるようにしていくのが重要だ。例えば高齢者で裁判所に出向くことが難しく、ITにも疎い人、また、貧困のためウェブの環境がなく出向くこともできない人などもウェブ調停が利用できるような仕組み作りが必要である。相手方と接触しなくていいという大きなメリットがあるので使いたい人が使えるようになればよいと考える。
- 私の所属する組織でもデジタル化に対応できない高齢者等に対するサポートをしなければならないが、なかなか難しいところだ。また、スマートフォンアプリの導入も進めているが、使いにくいという人たちへの対応が課題になっている。
- 調停委員会の構成はどうなっているのか。
- 家庭裁判所の場合は、基本的に男女各1名の調停委員と裁判官もしくは家事調停官の3名で構成されている。
- 調停委員会のメンバーはウェブ調停の際も全員裁判所に集まっているのか。
- ◎ 今は調停委員は裁判所に集まっているが、未来の話としては、調停委員が在宅勤務ということで、自宅等とつないで調停をすることもあるかもしれない。



○ 調停委員同士が同じところにいると、お互いうまく連携しにくいのではないか。

◎ 調停委員同士がコミュニケーションをとりながら、当事者に対し、役割分担しながら接するのがよさそうか。

○ 調停委員が在宅でウェブ参加するには、そのあたりが課題だと思う。

(5) 次回期日とテーマ

期 日 令和5年6月28日（水）午後3時

テーマ 「少年審判の手續におけるデジタル化」